

稲沢市消防職員職務専念義務違反及びハラスメント行為等による懲戒処分等について

本市消防職員 10 名が勤務時間中にボードゲームを行い、地方公務員法第 35 条「職務に専念する義務」に抵触する行為を行っていた。また、本事案の背景に、ボードゲームの強要など複数のハラスメント行為等を認定したので、令和 8 年 4 月 9 日付けで下記のとおり懲戒処分等を行った。

記

被処分者（階級）	年齢・性別	処分	根拠法令
消防吏員（消防士長）	40代・男性	停職1か月	地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号
消防吏員（消防司令）	50代・男性	戒告	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

※その他、6名を文書訓告、2名を消防長口頭注意の措置としています。

なお、管理監督者責任として、当時の直属の上司を消防長口頭注意の措置としています。

（問合先 稲沢市消防本部総務課総務グループ 電話 0587-22-2111）